

日本住宅性能表示基準・評価方法基準の改正について (2025年12月1日施行)

2025年11月
日本ERI株式会社

日本住宅性能表示基準、評価方法基準を改正する告示が2025年9月1日に公布され
2025年12月1日より施行されます。改正の概要を以下に示します。

①「一次エネルギー消費量等級」(5-2)における等級7及び等級8の創設

- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、より省エネ性能の高い住宅の普及や、その水準を評価できる環境整備が求められていることなどにより、一次エネルギー消費量等級の **等級7、等級8** が新たに創設されました。
- ・床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (MJ/(m²・年)) の表示について、従来の等級6に加え、等級7及び等級8の場合においても表示することができます。
- ・設計一次エネルギー消費量(再エネ含み)の削減率(%)の表示について、等級6、等級7及び等級8の場合において表示することができます。また、削減率算定にあたり、一次エネルギー削減量は自家消費分に加えて、「売電分」を含めることができます。



②「劣化対策等級」(3-1)におけるCLTパネル工法の木造住宅の評価に係る規定の整備

- ・土台を設けない工法であっても、所定の基準を満足すれば土台の基準は適用しないこととし、劣化対策等級の評価(等級2以上)を行うことが可能となります。

③「室内空気中の化学物質の濃度等」(6-3)における測定等の方法の改正

- ・トルエン等の濃度を求める方法のうち、室内空気の採取方法から容器採取法が削除されます。

<関連資料>

- ・日本住宅性能表示基準・評価方法基準の改正については国土交通省HPにて公開されております。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html